

埼玉西部環境保全組合個人情報保護条例

制定 平成16年 2月 3日 条例第1号

埼玉西部環境保全組合個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、住民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護し、もって住民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 議会並びに管理者及び監査委員をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）をいう。
- (3) 住民 実施機関に個人情報の収集、保管及び利用（以下「収集等」という。）をされている者をいう。
- (4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成又は取得し組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している埼玉西部環境保全組合情報公開条例第2条第2号に定める公文書をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の収集等を行うに当たっては、個人の権利利益を尊重するとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう務めるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の適正な管理に務めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（収集等の一般的制限）

第6条 実施機関は、個人情報の収集等をするときには、その所掌する事務の目的達成に必要なかつ最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項の個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき又は正当な事務の執行に必要とし、かつ、その権限の範囲内で行うときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

(3) 犯罪に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、基本的人権を侵害するおそれがあると認める事項

（個人情報取扱事務の届出等）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報の収集の目的

(3) 個人情報の対象者の範囲

(4) 個人情報の記録の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

3 管理者は、前2項の規定による届出があったときは、これを閲覧に供しなければならない。

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、

個人情報をも本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) すでに公表されている事実であるとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により個人情報を収集したときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、本人に通知しない正当と認められる理由があるときは、この限りでない。

4 本人又はその代理人が法令等その他の規程による申請、届出その他これらに類する行為を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、第7条第1項第2号に規定する収集の目的の範囲を超えて個人情報を利用（以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）することができる。

- (1) 本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) すでに公表されている事実であるとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定により個人情報を目的外利用等しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を管理者に届け出なければならない。

- (1) 個人情報を目的外利用等する事務の名称
- (2) 個人情報を目的外利用等する理由
- (3) 個人情報を目的外利用等する記録の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

4 実施機関は、第2項第4号又は第5号の規定により個人情報を目的外利用等した

ときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、本人に通知しない正当と認められる理由があるときは、この限りでない。

（電子計算組織による処理の制限）

第10条 実施機関は、法令等に定めがある場合を除き、実施機関以外の電子計算組織（電子計算機を利用して、与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。以下同じ。）と結合して個人情報の処理を行ってはならない。

（適正な維持管理）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 不必要となった個人情報を廃棄又は消去すること。

2 実施機関は、前項の規定による個人情報の適正な維持管理を行うため、個人情報管理責任者を定めなければならない。

（業務委託に係る措置）

第12条 実施機関は、個人情報の処理に係る業務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該業務の委託を受けたものに対し、個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じさせなければならない。

2 前項に規定する業務の委託を受けたものは、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その業務が終了した後も、また、同様とする。

（自己情報の開示請求等）

第13条 住民は、実施機関に対して、自己情報の開示を請求（以下「開示請求」という。）することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する自己情報が記録されているときは、当該自己情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより開示することができないとされているもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、相談、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該評価、診断、判定、相談、選考等に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(3) 調査、交渉、争訟等に関する情報であつて、本人に開示することにより、組合の機関の公正かつ適正な事務の執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、開示しないことが適当であると認められるもの

3 実施機関は、開示の請求に係る公文書に前項各号に掲げる自己情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて自己情報を開示しなくてはならない。

4 実施機関は、第2項の規定により開示しないことができる自己情報であっても、期間の経過により当該自己情報を開示しないことができる理由がなくなったときは、当該自己情報を開示しなければならない。

(自己情報の訂正、削除及び中止の請求)

第14条 住民は、自己情報の記録に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、当該自己情報の記録の訂正を請求することができる。

2 住民は、実施機関が第6条の規定による収集等の制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己情報を収集していると認めるときは、当該実施機関に対して、当該自己情報の記録の削除を請求することができる。

3 住民は、実施機関が第9条第1項及び第2項の規定によらないで自己情報の目的外利用等をしていると認めるときは、当該実施機関に対して、当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

(開示等の請求方法)

第15条 自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「開示等」という。)の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 自己情報の開示等の請求に係る個人情報の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施期間の定める事項

2 開示等を請求しようとする者は、当該請求に係る自己情報の本人であることを明らかにするために必要な書類を実施機関に提示しなければならない。

(開示等の請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定による請求を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に対する開示等の可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条第1項の規定により請求した者（以下「請求者」という。）に対し、速やかに当該決定の内容を通知しなければならない。この場合において、自己情報を開示等しない旨の決定（第13条第3項の規定による開示の請求に係る自己情報の一部を開示しない旨の決定を含む。以下「不開示等の決定」という。）をした場合であって、当該自己情報が期間の経過により開示することができ、かつ、その時期を明示することができるときは、その時期を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に定める期間内に同項の決定をすることができないときは、請求を受理した日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る自己情報が第三者から取得したものであるときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示等の実施及び方法）

第17条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該自己情報の開示を行わなければならない。

2 自己情報の開示の方法は、当該自己情報が記録されている公文書の閲覧又は写しの交付とし、請求者の求めるところによるものとする。

3 実施機関は、自己情報を直接開示することにより、当該自己情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写し（磁気テープ等については、当該磁気テープ等から出力したものとする。）により自己情報を開示することができる。

4 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の記録の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。

（手数料等）

第18条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 自己情報が記録されている公文書の写しの交付を行うときは、規則に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(不服申立てがあった場合の手続)

第19条 実施機関は、第16条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき、又は不開示等の決定を取り消すときを除き、遅滞なく埼玉西部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(相談の申出等)

第20条 住民は、自己情報の取扱いについて、実施機関に対し相談の申出をすることができる。

2 実施機関は、前項の相談の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第21条 管理者は、毎年度、この条例の規定による実施状況を公表するものとする。

(適用除外)

第22条 この条例は、法令又は他の条例の定めるところにより、自己情報が記録されている公文書の閲覧、聴取、縦覧若しくは写しの交付を受けることができる場合又は自己情報の記録の訂正、削除若しくは目的外利用等の中止ができる場合については、適用しない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に実施機関において収集等をしている個人情報及び電子計算組織による個人情報の処理は、この条例の規定により行ったものとみなす。